

別 紙

1. 介護保険最新情報 Vo18 3 6 問5に示された通知について「請求にあたって必要な書類の整備」について具体的な内容を示されたい。またその場合、請求はどの月まで遡れるのか示されたい。

回答 「請求にあたっての必要な書類の整備」とは、モニタリングおよびケアプランに位置付けた事業所との調整や給付管理票の作成と利用者への同意等、ケアマネジメント業務における通常書類整備であります。請求に必要な書類整備を行ったのち、利用者が新型コロナウイルス感染症の影響により、サービスの利用ができなかった場合に居宅支援費の請求が可能です。モニタリング時や給付管理票への利用者同意時に、すでに翌月の利用がないことがわかっている場合には居宅介護支援費の請求はできません。適用については、通知日の令和2年5月25日からとなりますので、5月実績分（6月請求分）からの算定が可能です。

※今回のことに限らず、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いを行った場合には、個々のケアプラン等に記録を残し、臨時的な取り扱いを行ったケースの一覧表を作成し、保険者へ適切な説明ができるようにしておくこと。（相談日、利用者名、臨時的な取り扱いの内容等）